

神戸市スタートアップイベント企画・運営業務
事業者公募要領

神戸市 企画調整局 医療・新産業本部 新産業部 新産業課

1. 趣旨

我が国は、本格的な人口減少・超高齢化社会に突入しており、2060年には、9,300万人と、現在から3割近くも人口が減少する見通しとなっている。こうした中、神戸市は、「魅力的な仕事の創出と産学連携による経済成長」というテーマを神戸2025ビジョンの一つ目の基本目標として設定し、様々な施策に取り組んでいる。これは、急激な人口減少・超高齢化社会に突入した我が国において、現在および将来の私たち市民の暮らしを支え、維持・向上するためには、経済成長が欠かせないためである。特に、神戸市では、将来を担う25歳～29歳世代の就職に伴う転出超過は顕著であり、若年層にとって魅力ある仕事の創出が急務となっている。

このため、神戸市は2016年より、スタートアップの支援・創出を積極的に進めており、

・スタートアップ創業経験者がコンシェルジュとして、最適なメンターと支援事業を紹介する

「Global Mentorship Program」

・米国VC、500 Globalが年間100社を支援する起業家育成プログラム「500 Founder Academy」

・行政市場への参入率50%超を誇る、オープンイノベーション事業「Urban Innovation KOBE」

等を実施してきた。こうした取り組みを受けて、大阪・京都とともに内閣府のスタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」として選定されている。

しかしながら、廃業率は開業率を上回る状況であり、働き甲斐と経済成長を両立させ、なによりも貧困や健康・福祉・教育といった様々な課題を解決するためには、さらに多くのそして、全ての関係者の参画を促し、神戸市同様にエコシステムの一員としてご活躍頂くことが必須である。

そこで、行政によるスタートアップの支援事業の結果、達成した成果・得られた知見を、広く「スタートアップ」「投資家」「自治体」「起業を志す層」に発信し、日本全域にわたる活発なエコシステムの構築を目指すべく、神戸市スタートアップイベントを開催することとする。

2. 業務の概要

(1) 委託業務名

神戸市スタートアップイベント企画・運営業務

(2) 業務の内容

別紙神戸市スタートアップイベント企画・運営業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から2022年3月31日まで

(4) 契約上限額

金7,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 業務の概要

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙 頭書及び委託契約約款 参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 事業者選定スケジュール

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| (1) 公募要領等の交付開始: | 2021年11月8日(月) |
| (2) 企画提案書の提出期限: | 2021年12月20日(月)17時まで |
| (3) 企画提案会(プレゼンテーション)の開催: | 2021年12月23日(木)(予定) |
| (4) 受託候補者の決定・契約締結: | 2021年12月下旬(予定) |

5. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)による指名停止又は指名留保の

措置期間中でない者であること

- (4)業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること
- (5)国税及び地方税を滞納していない者であること
- (6)神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (7)データ処理その他情報処理を行うときには、この契約の履行に関し、「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」(いずれも神戸市ホームページ掲載)を遵守すること。
- (8)本業務と類似業務を受託または自ら実施した実績があること

6. 参加申請の手続き

(1)各書類の交付・提出場所

ア 交付開始日

2021年11月8日(月)

イ 交付場所

神戸市ホームページに掲載 ※郵送による交付は行わない。

(ダウンロード出来ない場合にはメールにて送付しますので、下記10のメールアドレスまでお問い合わせください。)

ウ 交付資料

(ア) 公募型プロポーザル実施要領(本書)

(イ) 業務仕様書

(ウ) 契約書案(頭書及び委託契約約款)

(エ) 提案申請書(様式1)

(オ) 見積額調書(様式2)

(2)質問方法

提案に当たって、質問事項のある場合は電子メールにより、2021年11月22日(月)正午までに下記10まで送信すること。応募者間の公平を確保するために必要と認められた質問事項については、質問内容と回答内容を、本要領を掲載したホームページに2021年11月26日(金)より掲載する。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。

7. 企画提案の手続き

(1)提出期限

メール(PDF形式)により2021年12月20日(月)17時まで(必着)

※容量が大きく、送付できない場合は連絡すること。

※提案申請書(様式1)及び見積額調書(様式2)については、原本を1部期限までに郵送または持参により提出すること。

(2)提出場所

神戸市医療・新産業本部新産業部新産業課(神戸市役所1号館23階)

(3)提出書類

- ア 提案申請書 (様式1)
- イ 見積額調書 (様式2)
- ウ 企画提案書 (A4サイズ)
- エ その他補足資料 ()

(4)作成要領

様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと。また、必要に応じて予算内での追加提案をしてもよい。

ア 提案申請書

・様式1を提出すること。

イ 見積額調書

・様式2を提出すること。

・別紙にて業務内容ごとの内訳を記載すること。

ウ 企画提案書

(ア) イベントの企画運營業務(仕様書5(1))

・本業務に対する考え方、実施方針、企画内容。

・人的な推進体制や具体的な進め方、スケジュール。

・イベントのイメージがわかる資料(イメージがわかるものであれば、既存の画像でも可)。

・広報・集客の具体的な方法

(イ) 本業務にかかる実施体制・支援体制、市との連絡体制

(ウ) 類似業務実績

8. 選定方法・結果の通知・契約

- (1)提出書類に関するヒアリングは必要に応じて実施する。

- (2)事業者選定にあたっては、提案事業者名を伏せた上で、提案内容について神戸市職員により評価を行う。評点について、最高得点を記載した提案者を業務委託予定者に決定する。なお、開封しなかった見積額調書については、提案事業者へ返却する。
- (3)契約に当たっては、業務委託予定者との協議により、契約内容や支払い方法等について決定する。
なお、協議が整わない場合は、評点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。
- (4)提案事業者が1社であった場合には、評点が6割以上であれば業務委託予定者とする。
- (5)選定結果の通知
2021年12月下旬に、応募書類の提出者全員にEメールにて結果を通知予定。

9. その他の注意事項

- (1)提案書には企業名または企業が特定できるロゴ等を記載しないこと。
また、提案書の分量はA4版20ページ以内(表紙・目次を除く/A3は2ページ分換算)とする。
- (2)提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3)提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (4)提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。
ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (5)企画提案書が以下の条件のいずれかに該当する場合は、本公募に参加できないものとする。
 - ア 提出期限を過ぎてから提出されたもの
 - イ 提出物に不足があるもの
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
 - エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (6)提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (7)参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募の参加は無効とする。
- (8)審査結果について、各提案者の順位と点数を神戸市ホームページにて公表する。

10. 問い合わせ先及び書類の提出先

住 所: 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(神戸市役所1号館23階)
神戸市医療・新産業本部新産業部新産業課 担当:中沢・松山
電 話: 078-322-0240
FAX: 078-322-6072
MAIL: new_industry@office.city.kobe.lg.jp

評価基準

評価項目	内容	配点
事業の趣旨を十分に理解し、企画内容が優れていること(65)	事業の目的、ターゲットをしっかりと理解した企画内容となっているか。	20
	実施スケジュールは計画的であり妥当か。	15
	ターゲットを意識した、魅力的な会場イメージとなっているか。	20
	ターゲットにリーチする広報・集客の手法となっているか。	10
業務遂行体制が優れていること(15)	実施体制(責任の明確化や人員配置)は十分か。(通訳、照明、音響等も含む)	15
類似業務実績(10)	当該提案の裏付けとなる実績があるか。	10
地元企業の参入促進(10)	地元企業であるか。 (複数の事業者等により構成される共同体の場合は地元企業の割合に応じて評価する。また、準地元企業(本社が市内にないが、支店等が市内にある企業)へは5点を付与する)	10
合計 (100)		